

平成 20 年度の健全化判断比率等について

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年 6 月公布）により、地方公共団体の長は、毎年度、次の比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないこととされています。

実質赤字比率

一般会計における実質赤字額（注 1）の標準財政規模（注 2）に対する比率

連結実質赤字比率

一般会計のほか、すべての特別会計（国民健康保険・老人保健・介護保険・簡易水道事業・下水道事業）を含む全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金と準元利償還金（注 3）の標準財政規模に対する比率

将来負担比率

一般会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率

公営企業会計（簡易水道事業、下水道事業）の資金不足額の事業の規模（注 4）に対する比率

- | | |
|-------------|--|
| （注 1）実質赤字額 | 歳入歳出差引額から繰越財源等を除いた額 |
| （注 2）標準財政規模 | 財政規模に対する一般財源の標準的な額 |
| （注 3）準元利償還金 | 特別会計や一部事務組合等への繰出金・負担金のうち地方債の償還の財源に充てたと認められる額 |
| （注 4）事業の規模 | 営業収益から受託工事収益を差し引いた額 |

○ 住田町の平成 20 年度の各比率は、以下のとおりです。

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	12.4	20.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示しています。

なお、実質収支は 154,761 千円 (5.31%)、連結実質収支は 253,710 千円 (8.72%) の黒字です。

(単位：%)

	簡易水道事業	下水道事業
資金不足比率	—	—
経営健全化基準	20.00	

※ 資金不足がないため「—」と表示しています。

○ いずれかの比率が早期健全化基準（経営健全化基準）を超えた場合には、要因を分析し必要最小限の期間内にそれぞれの比率を基準未満とすることを目標として、財政健全化計画（経営健全化計画）を議会の議決を経て定め公表することとされています。

お問い合わせ先

住田町町づくり推進課財政係

TEL 0192-46-2114(内線 261, 262)